

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、令和3年8月20日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

「新型コロナウイルス」の影響により一時的に収入が増えた（「特別賞与」「特別勤務手当」「代理勤務による給与」）ことによる「恒常的な増加」の判断は不当である。また、「市民税・府民税の納税決定」「〇〇〇国民健康保険料決定」も不当である。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、令和3年8月20日付けで、審査請求人に対し、審査請求人の就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば、以後、特別な事由がない限り保護を再開する必要がないと認められることから、同月1日以降保護を廃止する本件処分を行ったことが認められる。

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に収入が増えたことによる「恒常的な増加」の判断は不当である旨主張する。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10のとおり

り、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2（1）のとおり、保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額（以下「平均収入充当額」という。）に基づいて行うこととされている。

さらに、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10問12答は、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示しており、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときは、保護を廃止すべき場合であるとされている。

本件についてみると、本件処分時における審査請求人の最低生活費は、130,345円であることが認められる。

また、要否判定上の審査請求人の令和3年6月分の保護費に係る収入充当額は80,499円であること、審査請求人の同年7月分の保護費に係る収入充当額は139,901円であること、審査請求人の同年8月分の保護費に係る収入充当額は176,848円であることが認められる。これらのことからすると、審査請求人に係る平均収入充当額は132,416円であり、最低生活費を上回っていることが認められる。

さらに、令和3年7月7日に、審査請求人は、処分庁に対し、現金及び預貯金が666,358円である旨申告したことが認められる。

そして、処分庁は、①審査請求人が3年以上A〔施設〕で就労しており、審査請求人の収入が安定していること、②〔医療機関を受診した場合の〕本人支払額が大きく、審査請求人に経済的な負担が生じること、③審査請求人に預貯金、賞与及び特別勤務手当があること等を考慮した上で、組織的な検討を行い、本件処分を行ったことが認められる。

このように、審査請求人の平均収入充当額が審査請求人の最低生活費を上回っていること、審査請求人の毎月の収入や預貯金等の資産状況が安定していること等を踏まえると、以後特別な事由が生じないかぎり、審査請求人の保護を再開する必要性は認められず、課長通知第10問12答に照らし、審査請求人の保護を廃止した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(3) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、市民税、府民税及び国民健康保険料の決定についても不当である旨主張するが、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に

対する事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和6年4月30日	諮問書の受領
令和6年5月1日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5月14日 口頭意見陳述申立期限：5月14日
令和6年5月24日	第1回審議
令和6年6月21日	第2回審議
令和6年7月19日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。
- (4) 次官通知第8の2は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (5) 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（中略）との対比によ

って決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（中略）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。

- (6) 局長通知第10の2(1)は、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。(後略)」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (7) 課長通知第10問6答は、保護受給中の者の保護の要否判定について、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（中略）との対比によって判定するものであること。」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

- (8) 課長通知第10問12答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。」とし、1(2)において、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」と、2(1)において、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、平成28年9月9日付けで、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 審査請求人は、平成30年4月から3年以上A施設で就労している。
給与支給明細書によれば、A施設から審査請求人に対し、少なくとも令和2年9月以降は毎月100,000円を超える基本給等に加え、随時、賞与や特別勤務手当が支給されている。
- (3) 審査請求人は、令和3年3月にA施設から「特別賞与」として169,000円の支給を受けた。処分庁は、同年2月から4月までの保護要否判定を行ったところ、平均収入充当額が最低生活費を上回ったため、同年4

月14日付けで、同年4月1日から同年6月30日まで保護を停止する処分を行った。なお、当該処分に係る通知書の「理由」の欄には、「あなたの臨時的な収入の増加（就労先からの賞与）により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば一時的に保護を要しないと認められるため（後略）」と記載されている。

(4) 令和3年7月7日、審査請求人は、処分庁に対し、現金及び預貯金が計666,358円ある旨を申告した。

(5) 令和3年8月20日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人に係る保護の廃止について検討した。その結果、①令和3年4月分から7月分までの給与支給明細書から保護要否判定を行ったところ、平均収入充当額が最低生活費を上回っていること、②〔保護費が減額された際に医療機関を受診した場合〕本人支払額が大きいこと、③最低生活費5か月分に相当する預貯金があること、④同一勤務先に3年以上勤務しており収入が安定していること等から、自立は可能と判断し、審査請求人に説明の上、令和3年8月1日以降保護を廃止することを決定した。

なお、処分庁が作成した保護要否判定書における審査請求人の上記①の収入等の状況は次表のとおりである。

(単位：円)

	稼働収入 (給与総支給額)	収入充当額 A	最低生活費 B	保護費 C=B-A	保護要否 判定
4月分給与 (5月保護費)	123,040	96,999	130,345 (国民 健康保険料 13,465を 含む)	33,346	要
5月分給与 (6月保護費)	105,240	80,499		49,846	要
6月分給与 (7月保護費)	171,900 (賞与31,000を 含む)	139,901		▲9,556	否
7月分給与 (8月保護費)	232,980 (特別勤務手当 120,000を含む)	176,848		▲46,503	否

(6) 令和3年8月20日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分に係る決定通知書の「理由」の欄には「(前略) 就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば、以後、特別な事由がない限り保護を再開する必要がないと認められるため(後略)」と記載されている。

(7) 令和3年9月8日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、令和3年8月20日付けで、審査請求人に対し、就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば、以後特別な事由がない限り、保護を再開する必要がないと認められるとして本件処分を行ったことが認められる。

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に収入が増えたことによる「恒常的な増加」の判断は不当である旨主張する。

- (2) 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たり、次のとおり、よるべき処理基準を定めている。

具体的には、次官通知第10において、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定すること、局長通知第10の2(1)において、保護の要否の判定は、原則として平均収入充当額に基づいて行うこと、課長通知第10問12答において、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準として、2(1)において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」は保護を廃止すべきこととされている。

- (3) 以下検討すると、処分庁は、審査請求人に対し、前記2(3)のとおり、審査請求人が申告した令和3年2月から同年4月までの収入と最低生活費を比した結果、平均収入充当額が最低生活費を上回っているとして、課長通知第10問12答1(2)に基づき、令和3年4月1日から同年6月30日まで保護を停止する処分を行ったことが認められる。

その後、前記2(5)のとおり、本件処分時における審査請求人の最低生活費は130,345円であるところ、収入充当額は、賞与や特別勤務手当の支給があったことから、令和3年5月給与分が80,499円、同年6月給与分が139,901円、同年7月給与分が176,848円となっており、当該3か月間の平均収入充当額は132,416円と、最低生活費を上回っていたことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人について、保護費の減額調整がなされ医療機関を受診した場合の本人支払額が大きいこと、現金及び預貯金の額が最低生活費の概ね5か月分に相当する666,358円であること、同一勤務先に3年以上勤務しており収入が安定していることを総合的に考慮した上で、組織的な検討を行い、本件処分を行ったことが認められる。

このように、審査請求人の平均収入充当額が最低生活費を上回っていること、毎月の収入や預貯金等の資産状況が安定していること等を踏まえると、以後特別な事由が生じない限り、審査請求人の保護を再開する必要性は認められず、課長通知第10問12答2(1)に該当するとして審査請

求人保護を廃止した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) なお、審査請求人は、市民税、府民税及び国民健康保険料の決定についても不当である旨主張する。そのような主張は、本件処分の取消しが認められることを前提とするものと解されるところ(地方税法第24条の5第1項第1号・第295条第1項第1号、及び、国民健康保険法第6条第9号参照)、そのような前提を欠くことは前期(3)で述べたとおりである。
- (5) 以上のことから、本件処分について違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 西上 治